第9回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時: 平成 31 年 3 月 18 日 (月) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 55 分

場 所: 菊池恵楓園自治会ホール

出席者:※敬称略

委 員/内田博文 九州大学名誉教授

遠藤隆久 熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会事務局長

小野友道 熊本機能病院顧問 医学博士 志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長 箕田誠司 国立療養所菊池恵楓園園長

中 修一 国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長

岩本 啓二 (德永憲治 熊本県教育庁指導健康局人権同和教育課長 代

理 同課 課長補佐)

新谷良徳 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

事務局/熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐 水上明久

課長補佐 佐藤智浩

参事 塩木 剛

教育庁教育指導局人権同和教育課 指導主事 野田直子

傍聴/ 太田 明 菊池恵楓園自治会副会長

野上玲子 国立療養所菊池恵楓園副園長

菊池恵楓園福祉課長 他

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
- (1) ハンセン病問題普及啓発に係る平成30年度実績報告及び平成31年度事業計画(2) その他
- 4 閉会

【1 開会】

(水上課長補佐)

委員会開催前に配布資料の確認をさせていただきます。本日の次第、当委員会の設置要綱、委員会の委員一覧、資料1「健康づくり推進課の啓発事業」、資料2「人権同和教育課の啓発事業」、資料3「熊本県(健康づくり推進課)及び熊本県教育委員会(人権同和教育課)の啓発の取組み(イメージ)」、資料4「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書項目(案)」、それから参考資料の1と2、あと今年度中に県が実施したフォーラム等のチラシです。最後に、日本財団が作成した小学生向けのリーフレットを配布しています。

それでは定刻前ですが、委員の皆様がお揃いですので、第9回熊本県ハンセン病問題 啓発推進委員会」を開催いたします。開会にあたりまして、熊本県健康づくり推進課長 の新谷が御挨拶を申し上げます。

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

(新谷課長)

本日は、お忙しい中、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席いただきまして ありがとうございます。

また、県が実施しておりますハンセン病問題啓発事業に御支援と御協力をいただき、 この場を借りてお礼申し上げます。

本日の資料として配布しているところですが、昨年9月に県民アンケートを実施しております。質問項目は県政全般多岐に渡っておりますけれども、ハンセン病問題に関する設問もございまして、その中でハンセン病に対する偏見や差別意識を持たないと考える県民の割合が平成29年3月時点よりも若干悪くなっている状況であります。更なる普及啓発が必要であると考えています。

このような状況も踏まえて、今年度も、県では、健康づくり推進課と人権同和教育課が中心となって、ハンセン病問題に係る様々な事業を実施しているところでございます。 後ほど、本年度の実施状況とともに、そこから見えてきた課題等につきましても御報告させていただきます。委員の皆様からは忌憚なく御意見を出していただき、今後更に充実した取組みにつないで参りたい、と考えています。

また、来年度予定しております当委員会の報告書のとりまとめに向けても御意見をいただければと思っております。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いします。

【3 議題】

(1) ハンセン病問題普及啓発に係る平成30年度実績報告及び平成31年度事業計画 (水上課長補佐)

それでは、これから議題に入ります。当委員会の設置要項では、委員会の議長は委員 長が務めることとなっております。進行を内田委員長にお願いしたいと思います。内田 委員長、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

それでは、議題に入ります。ただいまの御挨拶にもありましたが、来年度は本委員会の意見を報告書としてとりまとめる必要があります。そのため、今回の委員会では、特に「県の取組状況」及び「県民への啓発意識の向上のための取組み」について議論を深めたいと思います。つきましては、そのような観点を踏まえながら、議題(1)について、事務局から説明をお願いします。

(塩木参事)

健康づくり推進課の事業について説明いたします。初めに、資料4を説明します。資料4は、来年度中のとりまとめを予定しております、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書の項目案です。

まず1つ目の項目は「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」についてです。本委員会の設置趣旨及び報告書作成の経緯、委員会の設置目的及び活動状況、ハンセン病回復者を取巻く現状と課題といった内容となります。

二つ目の項目は、県の取組みに対する委員会としての評価・提言です。後ほど、資料3で県の取組みのイメージ、資料1、2で本年度の実績や問題点などを御説明しますので、この項目を検討いただく際の参考としてください。

三つ目の項目は、今後取組むべき県民への啓発意識の向上のための取組みについてで す。例えば、語り部の問題やボランティアガイドが該当すると思われます。

四つ目の項目は、各界の取組状況等についてです。これまでの委員会で各界が取組んでいる偏見・差別解消のための活動状況に対する報告がございましたので、それらに対する評価、また、各界に求める啓発の進め方などへの提言となります。

五つ目の項目は、委員会の平成32年度(2020年度)以降のあり方についての記載となります。

それから、参考資料としまして、委員会設置要綱、委員一覧、啓発事業に関する参加 者アンケート などを考えています。

資料4の説明は以上です。

続きまして、資料3を御説明いたします。資料3は、健康づくり推進課と人権同和教育課が取組んでいる啓発事業について、どのような方々に、また、どのような年齢層に

啓発が行えているのか、さらに、どの部分に対する啓発が弱いのかをイメージしやすいよう図に表したものです。

まず、表の上半分は、菊池恵楓園を会場として実施している事業です。「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、広く一般県民から参加を募っていますので、あらゆる年代・県民の方を対象としていることが分かります。また、熊本県ハンセン病医療・福祉研修会につきましては、医療・福祉関係者を対象としていますので、成人の医療・福祉関係者をカバーしていることが分かります。また、医療・福祉関係者に絞った研修は実施していますが、マスコミや宗教界、法曹界の方々を対象に絞った啓発事業は実施していない、ということが分かります。

表の下半分は、菊池恵楓園以外の場所で実施している事業について表しています。例えば、熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムとハンセン病問題啓発パネル展があらゆる年代層、一般県民を対象としていることが分かります。また、ハンセン病問題啓発リーフレットにつきましては、主に県内の高校一年生に配付していますので、高校生の部分をカバーしていることが分かります。

資料3の説明を一旦終わります。

続きまして、今年度の実施事業及び実施したことで分かった問題点・問題点に対する 改善策を御説明します。

まず、健康づくり推進課から資料1を使って説明します。1ページは当委員会について、今年度の実施状況と来年度の開催予定を記載しています。来年度は、報告書取りまとめがございますので、例年2回の開催を3回に増やしています。

続きまして、2ページをお願いします。「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。今年度は7月と8月に2回開催し、合計で241名の参加がありました。ハンセン病問題教育普及ビデオ「壁をこえて」を観た後、ボランティアガイドの案内で園内を見学し、志村さんと太田さんの話を聞いた後に、交流会、意見交換を行いました。

実施して分かった問題点としましては、参加者は多かったのですが、職種や年齢層に偏りがありました。ここで、資料3を御覧ください。「菊池恵楓園で学ぶ旅」は上半分の広く一般県民に周知している、ということを先ほど御説明いたしましたが、仮にこの表に参加者の職種・年齢層を落とし込んだ場合、成人の教職員のところのみが色づけされることになります。

また、資料1に戻ってください。次の問題点として、夏休み期間中の実施とはいえ平日の為、親子連れの参加が1組のみでした。また、ボランティアガイドの方も集まりにくいという問題がありました。平日開催となると、どうしてもこのような問題が生じてしまいますので、土日の開催も検討しましたが、会場となる菊池恵楓園の施設管理上、土日祝祭日の実施は難しい状況です。それから、アンケートでは「もっと入所者の体験談を聞きたい」という御意見がございました。

これらの問題点に対し、様々な方が参加しやすいよう、土日祝祭日で実施できないか、

菊池恵楓園と協議させていただこうと考えております。また、プログラムなどを見直し、より理解を深めていただくよう工夫したいと考えています。例えば、今年度作成した金陽会の方々の絵画作品をパネルにしたものを会場に展示する等です。それから、もっと入所者の体験談を聞きたいという御意見がございましたが、こちらにつきましては、今年度は志村さんと太田さんからそれぞれ30分ずつお話していただきましたが、この30分につきましては、昨年度は15分だったものを倍の長さにしたものですので、更に長くお話していただくことにつきまして、お二人の体調等もございますので、御相談させていただきながら考えて行きます。それから、児童や生徒さんの参加が少ないことにつきまして、例えば、「菊池恵楓園で学ぶ旅」を広報する際に、自由研究のテーマにすることを提案すれば、児童や生徒さんの参加が増えるのではないか、と考えているところです。

来年度は、7月から8月にかけて、2回実施する予定です。なお、親子連れや学校の クラス単位で参加を促すような工夫を考えます。

次に3ページをお願いします。医療・福祉研修会は3月9日に実施いたしました。退所者の中さんのお話、認定社会福祉士の堀端さんから医療・福祉従事者の心構えや相談の実例、菊池恵楓園副園長の野上先生からハンセン病の歴史やハンセン病回復者へのケアについて講義いただきました。

問題点につきましては、参加者が減少傾向にあります。これは、内容決定が遅くなってしまい、実施までの広報期間を十部に取ることが出来なかったこと、それから、参加していただけそうな専門学校等に連絡したのですが、3月実施ということで、既に生徒さんが卒業してしまっている看護学校がありました。

改善策としましては、これまでは、ハンセン病医療・福祉研修会として単独開催していましたが、医療機関が集まる他の研修との合同開催とし、より多くの関係者に学んでいただくことが大切なのではないか、と考えています。

来年度の実施予定は、今のところ、秋頃の実施を考えています。

次に、4ページの熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムを説明します。今年度は、退所者支援をテーマに、大阪府済生会ハンセン病回復者支援センターのコーディネーターの原田さんに講演頂きました。また、関係者によるパネルディスカッションを行い、退所者支援の方策を探りました。問題点としましては、広く周知に努めましたが、参加者数が前回を下回ってしまいました。このため、第1回目のように、学校の学習発表を取り入れる等、プログラム内容を検討したいと考えています。

次に、5ページの啓発パネル展を説明します。今年度は熊本市役所1階ロビーと県庁地下展示スペースで実施しました。問題点としましては、開催場所が固定化していることがあります。このため、来年度は6月22日のハンセン病回復者等の名誉回復の日の時期に、県立図書館で実施することとしています。なお、県立図書館では1階廊下でハンセン病問題啓発パネルと絵画パネルの展示、2階閲覧室でハンセン病関係図書の特設

コーナーの設置、更に、3階研修室では、絵画の実物を展示する予定です。 次に6ページの絵画パネル展を説明します。

この事業につきましては、今年度の新規事業として取組みました。自治会の太田副会長から、菊池恵楓園で所蔵する約850点の絵画を啓発に使えないか、という御意見を参考に、まずは今年度、絵画を紹介するパネルを製作し展示しました。また、展示初日には入所者の杉野さん御夫婦のエッセー等をプロが朗読するイベントを実施し、新たな手法でハンセン病問題の普及啓発を行いました。

アンケートでは「実物の絵画を観たい」や「もっとたくさんの絵画パネルを観たい」という意見がございましたので、来年度は先ほども御説明しましたとおり、県立図書館において、啓発パネル、絵画パネル、絵画の実物を展示する予定です。さらに、再来年度は県立美術館に於いて、絵画展を実施する予定です。

次に7ページのハンセン病問題啓発リーフレットについて説明します。例年、ハンセン病問題啓発リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、県内の高校1年生や市町村・市町村教育委員会等に配付しています。アンケートで「小学校低学年には内容が難しいのでは。」との意見がございました。このことにつきましては、お手元に配付しております、日本財団が作成したリーフレットを活用して対応したいと考えています。

(野田指導主事)

人権同和教育課の取組みについて説明します。資料2を御覧ください。まず一つ目の「若 手教職員のための菊池恵楓園現地研修」です。平成30年度の事業実施内容について、目的 は記載しているとおり、「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権に ついての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高め ることを目的に実施しています。平成29年度までの3年間で、熊本市を除くすべての学 校から主に経験10年まで、各学校から1名の参加で一通り実施が終わってます。平成3 0年度からは2巡目ということで、今回は4年間かけて継続実施することとしています。 なお、研修参加者には事前学習としてビデオの視聴を課すとともに研修終了後は各学校に 戻り、学んだことの伝達研修を実施してもらうことを義務付けています。8月23日に次 のような対象者で実施しました。その問題点や反省点について説明します。終了してから の各学校からの報告ですが、当日の参加者だけでなく各学校で伝達研修を受けた教職員の 共通認識が深まったということが十分言えます。しかし、さらに充実した伝達研修とする ためには、参加者から要望が上がってきたことですが、フィールドワーク中の写真やメモ を取るための時間の確保、また、今年度新たに参加者による協議の時間を設けたが、その 時間がもっと欲しいという要望がありました。これらの問題点・反省点を踏まえ、平成 31 年度以降はボランティアガイドの皆様との事前及び当日の打合せを確実に行うようにした いと考えています。そして、フィールドワーク、講話、班別協議それぞれ 3 つにスムーズ に移行できるよう運営側での工夫が必要だと思っています。平成31年度は8月22日に 実施を予定しています。

次に2ページを御覧ください。各学校におけるハンセン病回復者等の人権の研修の推進 についてです。平成30年度は人権の重要性やハンセン病回復者等の人権に係る教職員の 基本認識を深めるとともに実践的指導力を高めることを目的に実施しました。各学校の実 態に応じて各学校の校内で研修を行っていただくように研修教材を提供しています。そし て研修を実施するように依頼をしています。新規採用者等で視聴をまだしていないという 対象者については「ハンセン病問題啓発ビデオ」の視聴を依頼しています。また、先ほど 説明した通り、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」の参加者には視聴覚機器を活用 して研修を行っていただくよう依頼しています。これは各学校で計画的に実施されていま す。問題点・反省点について、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」により、各学校 の参加者以外のその他の教職員に基本的認識が深まった、実践的指導力の向上が見られた という報告が寄せられていますが、この参加者以外の学校での研修内容についても充実す るよう指導していくことが必要だと考えています。また、若手教職員を中心にハンセン病 回復者等の基本的人権の認識の深化が必要です。実践的指導力の向上をさらに図っていく 必要があると考えています。次年度以降の改善案につきましては、各学校において設定し ている研修の時間がとても限られていますので、それ以外に教育活動を日頃行っていきな がら、その指導等と合わせて日常的に教職員同士がお互いの教育実践上の情報を交流し合 うことができる OJT の充実を図る、そして指導方法との工夫改善につながよう継続して実 施していこうと考えています。また、ホームページや通知によって研修教材を提供してい ますが、このホームページ教材についてもっと各学校で活用しやすいように整理している ところです。3月中には整理が終了する予定です。平成31年度の事業については、継続し て事業を行っていきます。

3ページを御覧ください。学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会についてです。目的①、②について、研修等で本課から指導しています。また、人権啓発リーフレット等を同時に配付して、本県の重要な人権課題であるということの周知を図っています。各学校の教職員の経験年数に応じた研修、また、管理職の研修、そして教育行政職員の研修、また、社会教育において指導者となる方、また、PTA等のリーダーの研修等を行っており、その中の一コマをいただいて講話を行っているところです。問題点・反省点につきましては、その一コマというのは限られた時間であるので、効果的に基本的認識を深めたり実践的指導力を高めることができるよう参加体験型研修を取り入れるなど内容を工夫しているところですが、更なる工夫が必要であると考えています。次年度以降は、研修者の実態をさらに把握して、当事者の方の状況・そして思いを理解できるような研修の仕方をさらに工夫していきたいと考えています。以上、県教育委員会の取組みです。

【県の取組みに対する委員会としての評価・提言】 (内田委員長)

それでは、現在県が取り組んでいる事業の改善点についてと、今後新たに県民への啓発 意識の向上のために取組むべき事項とに分けて、審議を進めていきたいと思います。まず、 現在県が取り組んでいる事業に対して問題点・改善点について御意見がございましたらお 願いします。

(遠藤委員)

県民アンケート結果が印象深い。ハンセン病に対する理解が無いという問題については、年齢の問題があるのではないか。高齢者の方が既に身に付いた差別が無くならず、若い人を中心に理解が進んでいくということならば、時系列的に見たら改善されていくはずだが、啓発が成果に結びついていないのではないか。

ハンセン病問題はハンセン病問題を理解するという知識だけではなく、それを自分の中で展開した時に、それが自分の見方や考え方にどう影響するかということ。例えば、学校でのいじめ問題、社会でのヘイトの問題等いろんな問題に対して、より強靭な考え方ができる人間を養うことに対しても良い教材となるものと考える。そのような意味では、ハンセン病問題は被害のことも大事だが入所者の方達が被害に対して自治会運動という形でどうやって自分達の人権を自分達自身が戦ってきたか、という歴史であることを同時に併せて考えていく必要がある。ただ病気に対する差別や歴史ではなく、物の見方を広げられることが必要なのではないか。

(箕田委員)

県が啓発事業にいろいろ取り組んでいるのは私も菊池恵楓園に来て分かっている。また、いくつか参加してみたが、参加者が少ない、といつも思う。広報が足りなくてそうなるのか、そもそも関心が無い人が多いのか、声をかけてもなかなか来て貰えないのか、集める集団・声をかける集団が悪いのか、私自身も分析してみるが分からない。せっかく県が頑張っているが結果に結びついていない原因を考える必要がある。話しを聞いて貰えないことには啓発が先に進まないと感じている。そもそも県民の関心が低いということであれば、関心を向けるような広報活動が必要なのではないか。原因に併せた対策をしていかないといけないのではないか。少ないというのは、やはり、コストパフォーマンスが低いというか、頑張っている割に成果が出ていないと感じていることを考えて行かないといけない。

(中委員)

東京のふれあい福祉協会が一昨年から全国を4つに分け、回復者が啓発推進員として 地域へのハンセン病問題に対する啓発の要望があるときは行っている。私は九州管内の 推進員をしている。らい予防法廃止 1996 年から、熊本県内のあちこちで語り部をしている。主に中学・高校・大学・公民館・高齢者の生涯学習で講演している。ちなみに昨年度の実績は、火傷で3カ月間入院していたので例年よりも少なかったが、29 件講演した。うち福岡県で2件。主に中学校だが、最近は小学校5年生に講義することもある。小学生にハンセン病問題は難しいだろうと思いながらも、県が作成したリーフレットを先に先生方に配って、事前学習して貰ったり、「壁を越えて」(ハンセン病問題教育普及ビデオ)を観て貰っている。どちらかと言えば小学生の方が学習していて、講演後の質問がものすごく多い。質問が多いと言うことはそれだけ学習しているということ。

熊本県内の大学は、県立大学と熊本大学が文学部を中心にかれこれ 15 年位、県立大学は年 2 回、熊大は 10 月に 2 回、尚絅大が 5 月に 1 回、ハンセン病講座を行っている。受講すれば単位を取れる仕組みになっている。講演後は提出されたレポートの採点をしないといけないので大変だが、熱心にやってもらっているのはありがたい。大学生に講義する前に「中学・高校等でハンセン病について学習したことがあるか。」と質問すると、大学で 40%位が学習している。それ以外の学生に「県外から来たのか。」と尋ねると、県外の学生は全くハンセン病の学習をしていない。熊本県の学生は、県の指導もあり、ハンセン病の学習をしていると感じている。

私が社会復帰して17年ほどになる。県営住宅に不特定多数の人たちの中で暮らすのは、 私が菊池恵楓園を出て行く時も社会生活に対する不安感があったが、実際は私が思って いた以上に私達を迎えてくれる雰囲気がある、と感じているからである。それはなぜか というと、県内では2001年の国賠訴訟前後にマスコミがハンセン病問題について大々的 に取り上げたこと、また、熊本で裁判が行われたことがとても良かったと思う。裁判の 時もマスコミが県民に対して報道したおかげで、県民の関心を持ったと思う。

司法の場ではハンセン病は解決したようだけれども、社会的解決というのはまだできていなかった。その証拠が宿泊拒否事件。このことでまたマスコミがハンセン病問題はまだまだ解決していないと広めてくれたおかげで県民が関心を持った。

以上が、県民のみなさんがハンセン病問題に対する理解を深めていて、また、学校関係者もハンセン病問題を子ども達に教育しなければならないという意識が高まっていると分析している。

私と一緒に菊池恵楓園を退所した方が長崎県の軽費老人ホームに入ったが、そこの園 長から「ハンセン病療養所に入っていたことは、「ハ」の時も話さないで欲しい。」と最 初に言われ、ショックを受けたそうだ。このことから、ハンセン病療養所が無い県はハ ンセン病に対する啓発がまだまだ進んでいないと思っている。

(志村委員)

園長にお願いしたいことがある。菊池恵楓園の見学について、土日祝祭日を希望される人が大変多い。それに対して菊池恵楓園の対応は、休日出勤等の手当が付かないとい

うことで、職員が動かない。このことが一番のネックになっている。手当を出すようなことができないか。菊池恵楓園に来たいという希望の半数近くは断っている。今年の夏休みの訪問が終わって、来年の夏休みの予約をしようとすると、既に来年の予定が入っていて予約できない状況。申込者から「いつなら来られるのか。」ということを言われる。来年は学芸員が1人増員になるので、自治会としても私と副会長が可能な限り対応していきたいと考えているので、職員の手当等について厚労省に要求をしてみてはどうか。

(箕田委員)

職員の大半は看護師と介護員で、そういう職種の職員に啓発のことを基本的にさせる訳にはいかない。それ以外の職員で啓発をサポートできるか、また、それを土日に出勤させるという話になると、本省の理解が必要。あと、職員自体が勤務命令と認めるためには勤務内容の中にそれを落とし込む必要があるので、今すぐ県の方から相談をいただいても直ぐに返事はできないが、再任用の職員をあてようとか、少しずつ準備をしている。できるだけそういう形を早く作りたい。また、啓発を専門にするような部署があっても良いと考えている。どこまでできるのか、本省と相談しながらやっていきたいと考えている。現在行っている分については、職員が啓発活動を片手間にやっている部分がある。今後、どこまでできるのか早く検討を進めていきたいと考えている。

学芸員は厚労省の職員ではなく日本財団からの派遣のため指揮系統が異なる。土曜日は出てきているが祭日と日曜日は休み。仮に学芸員にも協力してもらうならば財団の協力も必要ではないか。

県からも土日の相談をいただくと思うが、それまでに国家公務員として、また、施設 としてどこまでできるか対応を検討しておきたいと考えている。

(小野委員)

県民アンケートの結果について、更に男女別や年齢別等が分かると良かった。アンケート対象に、大学生も入っているのだろうか。熊大・県大・尚絅大の保健医療系から中さんに何か情報がありますか。また、学園大からはどうですか。

(中委員)

学園大で講義していることを言い忘れていた。

(小野委員)

医療系の大学から中さんにお呼びがかからないことについて、私自身が反省している。

(志村委員)

大分の看護学校から菊池恵楓園に見学に来るが熊本県内の看護学校からは無い。

(小野委員)

私が熊本保健科学大学に行っているので、責任を感じている。中さんを呼ぶように伝える。

(中委員)

九州看護福祉大学では 14~15 年講義を続けたが、2 年前に担当の教授が定年になってから講義していない。

(小野委員)

医療福祉研修会があるので非常に反省している。声をかけてみようと思っている。

(内田委員長)

私から 3 点。まず、第1は、ハンセン病問題は過去ではなく現在の問題だという理解を持つことが必要だという点です。当事者の方々に対する名誉回復、被害救済は十分にできていない。それが出来ない限りは過去の問題にはならない。「無らい県運動」での各界の責任が十分に償われてない。そういう認識をもつことがまず必要です。ともすれば、ハンセン病問題は終わったというようなことがメディアなどでいわれる。一部のメディアではしっかり書いて貰っていますが、多くは過去の事と言って関心が少ない。過去の問題ではないのだ、ということをしっかりと多くの方々に理解されなければならない。

次に、第2は啓発の実効性の問題です。文科省では、いじめ問題等について実効性のある教育を標榜している。知識偏重では行動改善につながらない。行動改善や人権侵害を未然に防ぐ、そういう実効性がある教育を文科省が推奨している。ハンセン病問題についても同じ。座学だけではなかなか差別偏見を無くすのは難しい。多くの人は自分は差別していない、ハンセン病問題は理解してきちんと対応していると思っている。しかし、実際は偏見・差別しており、それが人権侵害となっているというギャップがある。このギャップの存在をどう理解させるかが実効性のある人権教育に必要だと考えられる。障がい者の人権について言えば、障がい者の方々は、差別解消推進法の制定に向けて多くの差別事例を集め、事例をなくすためには法律が必要だ、と訴えた。その後も差別事例・人権侵害事例を集め、法の見直しをやっている。ハンセン病についても同じことが言えるのではないか。こういう問題があって、当事者の方々あるいは家族の方々が非常に辛い思いをしていることを具体的に示していく。そういうことが啓発にとって必要だと考えられる。もう少し踏み込んだことをしていく必要がある。

次に、第3は、熊本県が医療福祉研修会を行っていることは素晴らしいことですが、 若干参加者が少ない、改善が必要ということです。それとの関連で重要なことは、今、 日本の医療とか福祉は大きく抜本的に転換する必要があるという意識を医療従事者に持っていただく必要がある。ハンセン病を教訓として、検証会議では患者の権利を中核とする医療基本法を作ることを提言している。これを受けて厚労省の検討会で患者の権利を中核とする医療基本法の法制化に向けて様々な検討が行われた。今年3月に超党派の議員懇談会が出来た。患者の権利を中核にした法律を作るということで、早ければ秋にも国会に法案が提出されるだろうし、遅くても2~3年以内には欧州並みの法制度に転換していく。福祉も同じように転換していく。医者が患者の権利に配慮しないと医療者として失格ということになりかねない。患者の人権に配慮した医療をしないと失格だ、という世界に変わっていくだろう。医療・福祉従事者に対する研修も一般的な人権は大事ですよ、ということだけではなくて、患者の権利をきちんと守っていく、寄り添っていくということが良い医療従事者だということを学んでいただくということで展開していくと良いのではないか。

(志村委員)

先日、小学6年生が自殺したという痛ましい事故が起きた。小学生が多く菊池恵楓園に来るが、ハンセン病の話をする前に、私と約束しようと言う。それは、絶対に自殺をしてはならないと。死にたいと思う時は、死ぬ気になって生きることを考えて。死ぬことを考えるのではなく生きることを考えて。そういうことを本当に考えていれば、それは周囲に分かるはず。特に子どもと向きあっている教員は的確に分かるはずで、そういった感性を教師には持ってもらいたいし、子ども達のそういった感性を育てていくという教育が必要だと思っている。とにかく死んではいけない。

【今後取り組むべき県民への啓発意識の向上のための取組について】 (内田委員長)

まだ、御意見があるとは思いますが、次の項目について御意見をいただきたいと思います。

今後新たに県民への啓発意識の向上のために取組むべき事項について御意見はございませんか。

(遠藤委員)

子ども達への教育はとても大事なので、先生方の研修も大切。研修を受けることによって、学校の中での自分の教育活動に何がフィードバックされたのかということがとても大事。そういう意味では先ほど言ったように、知識としてハンセン病問題を理解するのではなくて、実効性がある教育はそこから自分の中で教師が学ぶ・変わっていくということがとても大事。ワークショップの時間も大事。小学校・中学校での教育というものに期待することがとても大きい。実効性のある教育がハンセン病問題の研修を通して

少しでも前進すればとてもいいことだと思う。

(箕田委員)

去年、2つの病院にハンセン病の話をしにいった。医者は忙しいせいか、参加率が低い。 子ども達は教育を受けているし、学校の先生は教えているが、医療系の人たちはどうし ても目の前の患者さんを中心に考えるので、やはりハンセン病の患者さんがいなければ どうしても関心が薄れてしまう。しかし、私もここに来るまで全く関心が無かったし、 何も知らなかった。随分誤解もしていたと思う。ここに来て勉強してみたら、医療に携 わる人たちは絶対に歴史の勉強をする必要があるし人権侵害の勉強もする必要があるし、 医者がその過程でどれだけどういう問題があったのかということを教える必要があるし、 それを患者人権と結びつけて理解していくという、具現化するという流れは絶対に必要 と感じている。県のシステムを使って医療界に切り込んでいくことは難しいと思うが、 しかし、やらなくてはいけないと考えている。今、熊大医学部の1学年が、骨格標本問 題の反省から研修に来ているが、これは続けていく必要があると考えている。これが続 いていけば、僕らの世代のように研修が無かった世代とは違ってくると思う。現在、医 者をしていて知らない人が大勢いる。医療界にどのようにして入っていくか、というこ とを考えないといけない。集団の種類によって関心の度合いが異なると思う。中でも医 者が一番関心が低いのではないか。学校の先生とか、人権に関わる仕事をしている人の 中でも、医者が一番関心が低いかも知れない。啓発によって関心を広げる必要がある集 団と、さらに一歩踏み込んで行動原因を来たす集団とで、カリキュラムなりプログラム を分けて考える必要があるのではないか。アンケート結果では差別しているというのが 数パーセントあるが、差別が無いという集団もあるだろうから、集団別に考えることが 必要ではないか。医療者を中心として研修するということは一つあるとは思う。マスコ ミ・宗教・法曹を対象とした啓発が無いので、例えばハンセン病問題に関わっているマ スコミの人はハンセン病問題に関心があるだろうが、それ以外のマスコミの方は全くハ ンセン病に関心が無いかも知れない。集団を絞ってやり方を考える必要があると考える。 子ども達に対する啓発は今のやり方で良いと考えている。それ以外のところで関心をあ げるには、集団ごとにやり方を変える必要があるのではないか。関心を持ってもらえる ようなやり方をする必要があると考える。それをどうやって具現化して落とし込んでい くかを考える必要がある。最終的には人権の話だと思う。人権の話に全てつながって行 かないといけないので、やはり人権を中心に物事を組み立てていくというやり方が必要 と考える。あまりハンセン病を前面に出し過ぎると、関心が無い集団もあるので、かえ って効率が上がらないので、人権を勉強しましょうと言った方がかえって良い場合もあ るのではないか。そしてハンセン病も使って勉強しましょうという方が良いかも知れな 11

(小野委員)

医学生は覚えることがものすごく多くて、ハンセン病まで手が伸びていない。教える 方も患者さんを診たことが殆どない。全国の80の大学にアンケートを出したが、ハンセン病は教えていない、というところが殆どだった。先程申し上げた通り、保健医療系大学にいろいろ注文を言ってみたい。また、大学コンソーシアム熊本というのがあるので働きかけたい。ハンセン病医療・福祉研修会は大切だと思う。これをいつ実施するのか、また、研修だけでは集まらないので、音楽を聴かせるとか、誰かの講演を入れることが必要と考える。魅力ある講師を呼んだら必ず集まると思う。

(志村委員)

私が国賠訴訟に入ったのは、弟は婚約者の家族に私が菊池恵楓園に入っているということを伝えたところ、婚約者の家族がかかりつけの医者に相談し、その医者が「らいは遺伝する。」と言ったため、破談になったため。また、黒髪校事件で、先頭に立って登校に反対した PTA 会長が開業医だった。最近、教科書にどれくらいハンセン病のことが書かれているかと聞いたら、3行ほど書いてあるとのことだった。書いていない訳ではないが、3行しか書いていない。小野先生と箕田先生には熊大に行って是非講義をしていただきたい。

(中委員)

私は恵まれているのか、退所して嫌な思いをしたことがない。啓発活動をしているからかも知れないが、医療面では、内科の主治医から医療関係者を集めたところで話してくれと頼まれたので話をした。また、その内科医が地域の患者・お年寄りを集めたところでも話をした。診療で顔を合わせる人とも話が出来たので良かった。私が話をした後で、一人の年配者から「ハンセン病は治る病気だけど、らい病は治らないんでしょう。」と言われたので、大事なことを聞いていないと思った。「無らい県運動」の刷り込みにより、ハンセン病は感染する・遺伝する・不治の病であるという誤解・迷信を信じており、話をしても分からないのだな、と思ったが、大方の人は分かってくれた。近所の公民館に毎日のように行き、碁を打っているが、そこでは同じ茶碗を使ってお茶を飲んだりしている。このように生活しているので、一部の人たちに目くじら立てるほどのことではないと思って啓発活動している。

(小野委員)

ハンセン病についていろんな形で啓発しているから、20 年前とは全く違った状況になっている。中さんが火傷した時、一般の皮膚科で治療できたのは嬉しくて涙が出た。だが、まだ啓発が足りないとは思うので、若い人たちの教育を考えたい。

(内田委員長)

学校の先生方は非常に努力されていると思うのですが、子ども達の中には厳しい生活を送っている子ども達もいて、そのような子ども達に人権の話をすると、それは豊かな人たちの問題で、「自分たちには無関係なことだ」と考えている。幼い時に児童虐待を受けている人は自尊感が全く形成されず、生まれて来なければ良かった、とか、生きていても仕方がない、と考えている子ども達が非常多い。日本での子ども達の死亡原因の第一位は自殺。先進国では有り得ない事。それほど自尊感が欠如している。そういう子どもたちにとって、自分たちは人権から外されている、豊かな人の人権が守られているんだ、と考えている。そういう人達にこそ人権が必要なのだ、ということを教えなければならない。その点で、教員が一番苦労していると思う。そういう子どもたちに対して、中さんや志村さんが「人権は大切ですよ。」という話をすると、子ども達はすんなりと理解する、自分たちの人権も大切なんだな、と理解して貰える。中さんや志村さんが言っていることをどう受け継いでいくのか、どう広げていくのか、ということが人権教育の課題ではないかと考えられる。委員会でもう少し皆さんとこの点について議論できると良いと考えている。

(中委員)

映画「あつい壁」をたまに取り上げて貰った方が良いのではないか。なぜなら「中さん達は、よく長い間、隔離に耐えてられましたね。」という質問があるが、「あつい壁」を思い出して、映画の中で落ち込んでいる生徒に対して先生が生徒に「あなた方はハンセン病の親を持っているので、大人になっても差別という重荷を背負って生きていかないといけない。差別と闘って生きていかないといけないから、心の強い子になりなさい。どんなことがあっても耐え忍んでいける子になりなさい。」というセリフがある。どんな辛いことがあっても、私たちのように耐えて生きていけば、よかったなぁ、という時が来る、と話している。こういうことから、「あつい壁」を取り上げた方が良いと考えている。学校の先生でも、まだ観ていないという人がいる。

(遠藤委員)

外国籍の学生とハンセン病について話したところ「外国籍の自分にとって、憲法の基本的人権は何も救済されていない」と話をした。「やはり被害者側からモノを見ると人権侵害のことがとても良く理解できた。」と言っていた。

全療協の諮問機関で、志村さんも入っている有識者会議で議論しているが、ハンセン病問題は止まった過去の問題となっていて厳しい状況にあり、この何年かハンセン病問題がどういう推移をするのか、という非常に厳しい課題に直面している。県がハンセン病問題に取り組む時に、ハンセン病問題がどれくらい厳しい状況にあるのかを同時並行的に理解していただいて取り組んで欲しい。

(志村委員)

水俣病のニュースを見たが、その中に、櫓(ろ)の先に籠を付けて、その籠に何と書いてあったかいうと、「私は、らい病ではありません」と書いて魚を買っていた。

水俣病も差別がひどいけれども、「らい病ではありません」という紙を付けた籠を櫓の 先に付けて魚を買う写真を見て、もう自殺する以外にないんだろうな、この社会では。 そういう思いをしてきました。

県の人権啓発委員会で発言したんですけども、国が作らないなら、県が条例でもできないんだろうかと発言したこともあった。

ある宗教の信者が集まったところで話をした時、話の後で「前世での行いのせいでハンセン病になる。」という話しを聞いた。

このようなことから、来年度、報告書をまとめるということだが、ハンセン病問題は 現在進行形であるということを明確に書いて欲しい。

(新谷課長)

県の取組みに対して参加者が少ないことに関しては、早めに年間スケジュールを定めて、広くお伝えして選べるようにして、計画的に参加していただけるようにやらなければならないと考えています。

「菊池恵楓園で学ぶ旅」は夏休みということで子ども達を対象に呼びかけていますが、 親子連れが来られない状況。鹿児島県・宮崎県も夏休みに取り組んでいるが、親子で参加しているようなので、「菊池恵楓園で学ぶ旅」もそのような形に持っていきたいと考えています。

医療福祉研修会については、退所されている方々が高齢化され、地域のサービスを受けなければいけない時の環境作りということで、狙い自体は御意見を聞いて行っているので良いと思っていますが、肝心の参加者が少ない状況。今お話しいただいたように、医療人としての人権というところの意識にも働きかけて広く呼び掛けたいと考えています。また、今年度から絵画パネル展に取り組んでいます。絵画が描かれた背景・思いが詰まっている貴重な資源であり、これらを活かしていきたいと考えています。

委員の方々の意見をいただきながら、実効性のある啓発につなげていきたいと考えています。

(遠藤委員)

熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム 2018 については私の思いを反映していただき、 内容は本当に素晴らしかったと思うが、参加者が数えるほどしかいなかった。次回は、 学習発表を入れ、従来通りの仕掛けで行くというようだが、もう少し参加者を集める工 夫をしっかりしなければいけないと思う。大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター の原田さんが退所者の方々に対する取組みについて、熊本県はこうするべきだ、という 宿題を提案してくれたので、聞きっぱなしではなく、提案を活かせる具体的な取組を一緒にしていければ、と考えている。

(中委員)

退所者が県内に 21 名いるが、医療面では菊池恵楓園が一般病院 20 数件と入院委託しており、私たちはお世話になっている。私の経験では、歯科、耳鼻科、眼科でハンセン病後遺症とはっきり言えば良い医療をしてくれる。優しく親切である。少し前に済生会熊本病院で、大阪のハンセン病回復者支援センターが大阪の済生会病院にあることを話したところ、大阪の済生会病院から情報を貰うこともできるから、安心して済生会熊本病院に受診するよう言われた。

介護・看護が必要となったら、菊池恵楓園に再入所すれば良いと考えている退所者もいるが、菊池恵楓園に再入所したくないという退所者もいる。再入所したくないという者が一般の施設に入所する際に差別的扱いをされない、入所拒否をされない、ということがこれからの課題と考えている。そのためには、施設運営者・入所者あるいは携わっている職員に対する啓発が必要だと考えている。現在、県が取組んでいるので、これからも年に1回か2回、実施していただきたい。

(内田委員長)

ありがとうございました。

まだ、たくさんの御意見があると思いますが、時間の都合上、本日の議論を終了させていただきます。

それでは、本日各委員から出された意見を基に、事務局では報告書の取りまとめに向けて作業を進めてください。

次回の委員会では、本日の議論の整理、及び、残りの項目について議論したいと思います。

それでは、その他に移りますが、事務局から何かございますか。

(塩木参事)

委員の皆様の任期につきまして、平成31年3月31日までなっております。事務局 としては、委員の皆様に引き続きお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。 (各委員了承)

ありがとうございます。つきましては、後日、就任依頼を送付させていただきますので、よろしくお願いします。

(箕田委員)

委員はこの 5 人だと偏ってしまうのでは。時には法曹界や宗教界といった方々が常時

委員として入ったほうが良いのか否か、また、入っていいただけるかは分からないが、 資料 3 のイメージにあるように、医療については、自分も小野委員もおられるので、それ以外にマスコミや宗教界とかがあると思うが。いつもそれに携わっている人は、医者の中でも私は菊池恵楓園にいるので勉強をしているがそれ以外の人は殆んど知らない。おそらくマスコミも取材している方は知っているだろうがそれ以外の人たちは知らないのではないか。宗教界については、先ほど志村委員が言われたようなことがあっているようだ。法曹界では、最近研修生が菊池恵楓園に来るようになった。委員として入っていないから啓発が進んでいないというわけではないと思うが、少し委員の数を増やしたほうが良いのではないかと考えている。

(内田委員長)

今、委員を増やす意見が出ましたが、事務局としてはいかがでしょうか。次回の検討 課題とするか、今、少し議論をしますか。

(新谷委員)

より良い委員会となるよう検討させていただきたいと思います。

(遠藤委員)

まとめの年度なので、最後のまとめに新しく入ってくるのは難しいと思うが、これまで各界の話を聞いているので、お話しいただいた方々が、もう少し詳しく説明したかった部分があれば補ってもらってはいかがか。

(内田委員長)

委員の方々からは他に何かございませんか。

無いようですので、事務局にお返しします。活発な御議論ありがとうございました。

【4 閉会】

(新谷課長)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。

本日、議論いただいた内容を基に、次回の委員会では報告書のたたき台を示しながら 御議論いただけるよう作業を進めてまいります。

本日はどうもありがとうございました。

(水上課長補佐)

各委員の皆様、長時間の御議論、大変お疲れ様でした。

次回の委員会は6月頃を予定しておりますので、宜しくお願いいたします。 それでは、以上で第9回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。 皆様お疲れ様でした。